

九四	職業紹介事業者、求人者、労働者の募集を行う者、募集受託者、募集情報等提供事業者を行う者、労働者供給事業者、労働者供給を受けようとする者等が均等待遇、労働条件等の明示、求職者等の個人情報取扱の取扱い、職業紹介事業者の責務、募集内容の確かな表示、労働者の募集を行う者等の責務、労働者供給事業者の責務等に関して適切に対処するための指針の一部を改正する件	二四	五
九五	医療法第六条の五第三項及び第六条の七第三項の規定に基づく医業、歯科医業若しくは助産師の業務又は病院、診療所若しくは助産所に関して広告することができる事項の一部を改正する件	二四	五
九六	雇用保険法附則第五条第一項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する地域労働者災害補償保険法の規定による年金たる保険給付等に係る給付基礎日額の算定に用いる厚生労働大臣が定める率を定める件等規定する厚生労働大臣が別に定める日を定める件	二四	五
九七	労働者災害補償保険法の規定による年金たる保険給付等に係る給付基礎日額の算定に用いる厚生労働大臣が定める率を定める件等規定する厚生労働大臣が別に定める日を定める件	二四	五
九八	労働者災害補償保険法の施行に関する事務に使用する文書の様式を定める件の一部を改正する件	二四	五三
九九	労働基準法施行規則第三十八條の七から第三十八條の九までの規定に基づき、休業補償の額の算定に当たり用いる率の一部を改正する件	二四	五三
一〇〇	国立感染症研究所製品交付規程の一部を改正する件	二四	五七
一〇一	地山の掘削及び土止め支保工作業主任者技能講習規程の一部を改正する告示	二五	四七
一〇二	健康保険法施行規則等の一部を改正する省令附則第十五條の規定によりなおその効力を有するものとされ同条の規定により読み替えられた国民健康保険法による被用者保険等に関する省令第二条の三の規定に基づき令和三年度の拠出金調整金額の算定に係る厚生労働大臣が定める率を定める件	二六	七
一〇三	令和二年度における後期高齢者医療の調整交付金の交付額の算定に関する省令第四条第二項及び第四項並びに第五条第四項の規定に基づき厚生労働大臣が定める普通調整係数及び補正係数並びに一人平均所得額	二六	七
一〇四	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第八十條第三項第四号の規定に基づき厚生労働大臣の指定する医療機器及び医療機器及び体外診断用医薬品の製造管理及び品質管理の基準に関する省令第六條第一項の規定に基づき製造管理又は品質管理に注意を要するものとして厚生労働大臣が指定する一般医療機器の一部を改正する告示	二六	七
一〇五	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第八十條第二項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する医薬品の種類等の一部を改正する件	二六	七
一〇六	食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件	二六	七
一〇七	労働安全衛生法第五十七條の四第三項の規定に基づき新規化学物質の名称を公表する件	二六	七
一〇八	社会福祉法に基づく市町村における包括的な支援体制の整備に関する指針の一部を改正する告示	二九	五七
一〇九	特別イリピン人看護師候補者及び特別インドネシア人介護福祉士候補者の雇用管理、研修の実施等に関する指針の一部を改正する件	二九	五七
一一〇	特別フィリピン人看護師候補者及び特別フィリピン人介護福祉士候補者の雇用管理、研修の実施等に関する指針の一部を改正する件	二九	五七
一一一	特別ベトナム人看護師候補者及び特別ベトナム人介護福祉士候補者の雇用管理、研修の実施等に関する指針の一部を改正する件	二九	五七
一一二	医療法施行規則別表第一の規定に基づく病院、診療所又は助産所の管理者が都道府県知事に報告しなければならない事項として医療法施行規則別表第一に掲げる事項のうち、厚生労働大臣が定める事項を定めるものの一部を改正する件	二九	七二
一一三	職業能力開発基本計画を定める件	二九	七三
一一四	青少年雇用対策基本方針を定める件	二九	七三
一一五	健康保険法施行規則第二十三條の六第三項第三十三号、厚生年金保険法施行規則第九條の五第三項第三十三号及び国民年金法施行規則第七十七條の六第三十二号の規定に基づき厚生労働大臣が定める課程の一部を改正する件	二九	七三
一一六	消費税法施行令第十四條の四の規定に基づき厚生労働大臣が指定する身体障害者用物品及びその修理の一部を改正する件	三〇	七三
一一七	介護雇用管理改善等計画の全部を改正する件	三一	七五
一一八	中小企業退職金共済法第十條第二項第三号及び中小企業退職金共済法の施行に伴う経過措置に関する政令第二条第一項第三号(1)の支給率を定める件	三一	七五
一一九	中小企業退職金共済法第二十八條第一項の厚生労働大臣の定める率を定める件	三一	七五
一二〇	中小企業退職金共済法施行令第二条第一号及び第二号の厚生労働大臣の定める率を定める件	三一	七五
一二一	中小企業退職金共済法第十三條第二項の厚生労働大臣が定める利率を定める件	三一	七五
一二二	中小企業退職金共済法第三十條第二項第二号イの厚生労働大臣が定める利率を定める件	三一	七五